

Subject: 関口よりのメモ

|            |          |   |
|------------|----------|---|
| 障害者<br>基本法 | 基本的性格    | <p>1、基本法の性格をどう考えるか<br/>(「施策の客体」から「権利の主体」への転換という観点から、その性格をどう位置づけるのか、従来の福祉関連施策一般に関する福祉立法という位置づけから、より積極的に、人権の実効的保障とそのために必要なより広い分野における諸施策を包括する権利法といったものに転換する必要があるのではないか)<br/>関口意見：障害者権利条約が人権条約であることに鑑み人間の尊厳の尊重と人権の実効的保障を担保するものであるべきである。</p>   |
|            | 障害の定義    | <p>1、条約における障害の概念をどう反映・ウせるのか<br/>(障害が態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点)<br/>関口意見：現行精神保健福祉法の手帳の判定基準は機能障害(インペアメンツ)と能力障害であり、いずれも個人に帰着させられる判断基準である。3.とも関連するが改めるべきである。<br/>2、基本法の基本的性格との関連性についてどう考えるか<br/>関口意見：条約は最低限の基準を示しているのだから、国内法でより広い隙間のない定義を用いるべきだある。<br/>3、個別立法との関係(手帳制度)についてどう考えるか<br/>関口意見：知的3級、精神3級の重複障害でも、3級までの給付しか受けられない現行制度は改めるべきである。各障害種別の手帳というのも考え直すべきかもしれない。</p> |
|            | 差別の定義    | <p>1、差別の定義を規定するか<br/>関口意見：規定すべきである。<br/>2、規定する場合の差別の種類(3類型)についてどう考えるか<br/>3、積極的差別是正措置への言及についてどう考えるか<br/>関口意見：米国におけるアファーマティブアクションの果たした効果を想起すべきである</p>  |
|            | 基本的人権の確認 | <p>1、現行規定の他に明文で置くべき総則的人権規定はある</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>か</p> <p>関口意見：人身の自由</p> <p>2、自己決定の権利と差違や多様性の尊重についてはどうか</p> <p>か</p> <p>関口意見：価値相対主義に基づく自己決定の権利と差異や多様性の尊重は書き込まれなければならない。</p> <p>3、地域社会で生活を営む権利についてはどうか</p> <p>関口意見：権利を実現する義務は国にある。</p> <p>4、手話言語及びコミュニケーションに関する権利についてはどうか</p>  |
| <p>障害者に関する基本的施策</p> | <p>1、現行規定と改革17項目との関係についてどう考えるか</p> <p>関口意見：対応を検討し漏れのないようにすべきである。</p> <p>2、現行規定を権利の確認という観点から見直しする必要性の有無</p> <p>関口意見：有</p> <p>3、政治参加の施策を加えるべきかどうか</p> <p>4、司法参加の施策を加えるべきかどうか</p> <p>関口意見：3. 4. については具体的な規定が必要と考える。</p> <p>5、差別禁止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか</p> <p>6、虐待防止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか</p> <p>関口意見：5. 6. については個別法の制定に向けた理念条項でもよい。</p> <p>7、障害児の施策を加えるべきかどうか</p> <p>8、難病についての施策を加えるべきかどうか</p> <p>関口意見：7. 8. については加えるべきである。</p> |
| <p>モニタリング</p>       | <p>1、条約第33条「促進（実施）」と「保護（救済）」と「監視」の3機関の棲み分けについてどう考えるか</p> <p>関口意見：「保護（救済）」と「監視」はべつの機関に一元化すべき。</p> <p>2、スクラップ・アンド・ビルドの観点から現中障協を見直し、「促進（実施）」および「監視」機関に抜本改正するのか。それとも、「促進（実施）」のための機関に留め、「監視」機関は別個にすべきか</p> <p>関口意見：監視機関は別個にすべき</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>3、「監視」機関に抜本改正とした場合の権限についてどう考えるか</p> <p>4、独立性をどう担保するか</p> <p>関口意見：3. 4. については、現行の公正取引委員会のようなものが考えられる。</p> |
| その他 | <p>関口意見：欠格条項と差別立法の洗い出し。</p> <p>とりわけ、医療観察法と精神保健福祉法の改廃は必須である。</p>   |